

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)**令和5年度大阪府新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備
整備事業の実施の周知について（依頼）**
～外来対応医療機関等が対象/申請書送付期限は6月30日～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策に関し、外来対応医療機関等への設備整備事業を令和5年9月末までを補助対象として実施する旨、知らせるものです。

申請期限は6月30日（金）必着であり、各種手続き等は下記の大阪府ホームページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●事業詳細（下記大阪府ホームページご参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/gairai5/index.html>



●補助事業者：新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある、

府内の「外来対応医療機関」、「帰国者・接触者外来」又は「地域外来・検査センター」

●提出期限：令和5年6月30日（金曜日）【必着】※期限後の申請は受付できません。

申請に必要な書類が整った医療機関より順次審査し交付決定。なるべく早期に提出してください。

●問い合わせ先：健康医療部感染症対策支援課 病院支援グループ外来補助金担当

原則メールでの問い合わせ：coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-4397-3253

●対象設備、基準額：大阪府ホームページより抜粋

※詳細はホームページをご参照ください。个人防护具は、補助申請上限の数量があります。

个人防护具の対象：サージカルマスク、N95マスク、ガウン、グローブ、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド

対象設備	基準額
(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	905,000円（1施設あたり）
(2) HEPAフィルター付パーテーション	205,000円（1台あたり）
(3) 个人防护具	3,600円（1人あたり）
(4) 簡易ベッド	51,400円（1台あたり）
(5) 簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額